

発行者情報

【表紙】

| | |
|-------------------------------------|--|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【提出日】 | 2021年8月31日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社アートフォースジャパン |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山口 喜廣 |
| 【本店の所在の場所】 | 静岡県伊東市川奈1299番地 |
| 【電話番号】 | 0557(45)1109(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営統括本部長 持塚 隆 |
| 【担当J-Adviserの名称】 | フィリップ証券株式会社 |
| 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 永堀 真 |
| 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋兜町4番2号 |
| 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.phillip.co.jp/ |
| 【電話番号】 | (03)3666-2101 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社アートフォースジャパン https://www.artforcejapan.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 3【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」

という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第31期 第2四半期 連結累計期間 | 第32期 第2四半期 連結累計期間 | 第31期 |
|----------------------------|------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 会計期間 | | 自 2020年1月1日 至 2020年6月30日 | 自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 | 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日 |
| 売上高 | (千円) | 2,204,791 | 2,038,344 | 4,279,203 |
| 経常利益 | (千円) | 35,670 | 16,495 | 1,577 |
| 親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 | (千円) | 23,953 | 4,899 | 2,344 |
| 四半期包括利益又は包括利益 | (千円) | 13,219 | 18,926 | △8,679 |
| 純資産額 | (千円) | 745,181 | 742,208 | 723,282 |
| 総資産額 | (千円) | 2,976,492 | 2,770,294 | 2,926,061 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 | (円) | 95.43 | 19.52 | 9.34 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 | (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 25.0 | 26.8 | 24.7 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 179,514 | 126,227 | 298,243 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | △21,046 | △55,529 | △45,270 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | △200,378 | △171,141 | △381,625 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (千円) | 701,725 | 514,540 | 614,984 |

| 回次 | | 第31期 第2四半期 連結会計期間 | 第32期 第2四半期 連結会計期間 |
|-------------|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | | 自 2020年4月1日 至 2020年6月30日 | 自 2021年4月1日 至 2021年6月30日 |
| 1株当たり四半期純利益 | (円) | 15.11 | 31.92 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
4. 第31期(2020年1月31日から2020年12月31日)の連結財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を、第32期第2四半期連結累計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の四半期連結財務諸表については四半期レビューを、EY新日本有限責任監査法人より、それぞれ受けておりますが第31期第2四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)の四半期連結財務諸表については、当該四半期レビューを受けておりません。
5. 2020年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当第2四半期連結累計期間(2021年1月1日～2021年6月30日)における我が国経済は、前年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しております。同感染症については、今後の各種政策の効果を期待するように国内経済の一部に持ち直しの動きが見られました。先行きについては、ワクチン接種数の加速が進むことにより、経済持ち直しの動きが続くことを期待されますが、一部の地域においては断続的に緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が適用されるなど、企業業績や雇用情勢への影響も含め、依然として不透明な状況が続くと思われまます。当社グループが主に属する戸建て住宅建設業界では2021年6月30日公表の2021年5月住宅着工統計において持家をはじめとする全ての住宅が前年同月と比較してプラスに転じするなど、政府の各種住宅取得支援策や低金利下での良好な資金調達環境を背景に戸建て住宅取得意欲は引き続き高い状況にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響によるワークスタイルや消費行動の変化等と米国および中国をはじめとする世界的な建築用木材の需要増加ならび欧米における貨物船コンテナ滞留の影響により引き起こされた木材価格の高騰と供給不足から来るウッドショックの影響により住宅着工計画の遅滞または減少が懸念されており、競合他社との受注獲得競争は引き続き厳しい環境が続くものと予測しております。

このような事業環境のなか、新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止に引き続き取り組んでおり、感染予防対策コストを含めた上での原価低減と工事採算性を重視した受注方針徹底のために、個々の受注案件工程全般にITを活用したシステムの導入運用を開始し、施工過程の可視化を進めて施工管理と品質・技術の向上に努めております。また、販管費削減も合わせて継続して実施することにより更なる、工事粗利益と営業利益の向上に努めております。

その結果、当第2四半期連結累計期間における当社グループの経営成績は、売上高 2,038,344千円(前年同期比 7.5%減)、営業利益 20,251千円(前年同期比 48.6%減)、経常利益 16,495千円(前年同期比 53.8%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益 4,899千円(前年同期比 79.5%減)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次の通りであります。

(地盤改良事業)

当社グループの中核事業である地盤改良事業におきましては、引き続き工事受注件数及び受注単価の維持ならびに工事原価削減による収益力向上を図ってまいりました。当第2四半期連結累計期間における売上高は 1,574,261千円(前年同期比 4.8%減)、セグメント利益は 97,287千円(前年同期比 20.2%減)となりました。

(建築事業)

建築事業におきましては、前年からの公共工事繰越高減少と営繕工事において一部着工遅れによる影響がありましたが、公共工事および住宅建築工事については採算を重視した結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は 344,409千円(前年同期比 14.9%減)、セグメント利益は 32,164千円(前年同期比 150.0%増)となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、建設資材レンタル及びリースの受注件数減少と新規貸出資材導入に伴う経費増加の影響があり、当第2四半期連結累計期間における売上高は 122,150千円(前年同期比 19.1%減)、セグメント損失は 5,623千円(前年同期はセグメント利益 8,376千円)となりました。

2 【対処すべき課題】

当第2四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

3 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前連結会計年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の（株）東京証券取引所が行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、（株）東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券（株）を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年4月30日にフィリップ証券（株）との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券（株）（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合、但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行なうことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c まで掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)

又はこれに準ずる状態になった場合。

再建計画とは次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場
合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の継承、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
a 買取者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買取防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買取防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式の発行が甲に対する買取の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が、300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

2. J-Adviser 契約解除に関する条項

- ①. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この四半期連結財務諸表作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、1,380,455千円で、前連結会計年度末と比べ124,438千円減少しております。「現金及び預金」の減少100,442千円、「受取手形・工事未収入金等」の減少39,012千円、「未収入金」の減少28,231千円、「電子記録債権」の増加23,528千円、「未成工事支出金」の増加15,182千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当第2四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、1,389,839千円で、前連結会計年度末と比べ31,328千円減少しております。有形固定資産は有形固定資産取得による増加62,063千円、有形固定資産に係る減価償却費による減少104,134千円、無形固定資産は「のれん」の減少13,107千円、投資その他の資産は「投資有価証券」の増加23,751千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、1,417,647千円で、前連結会計年度末と比べ73,704千円減少しております。「1年以内返済予定の長期借入金」の減少46,895千円、「未成工事受入金」の減少46,589千円、「工事未払金」の増加29,485千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当第2四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、610,438千円で、前連結会計年度末と比べ100,988千円減少しております。「長期借入金」の減少36,389千円、「リース債務」の減少69,100千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は742,208千円で、前連結会計年度末と比べ18,926千円増加しております。当第2四半期連結累計期間末において、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したことによる「利益剰余金」の増加4,899千円、「その他有価証券評価差額金」の増加14,026千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ100,443千円減少し、514,540千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は、126,227千円(前年同四半期は179,514千円の収入)となりました。これは主に、「税金等調整前四半期純利益」18,187千円、「減価償却費」106,415千円、「賞与引当金の増加額」16,466千円、「仕入債務の増加額」29,725千円などの増加要因と、「未成工事受入金の減少額」46,589千円などの減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果支出された資金は、55,529千円(前年同四半期は21,046千円の支出)となりました。これは主に、「有形固定資産の取得による支出」56,356千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果支出された資金は、171,141千円(前年同四半期は200,378千円の支出)となりました。これは「長期借入金の返済による支出」83,284千円、「リース債務の返済による支出」87,857千円の減少要因によるものであります。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 当第2四半期連結会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日) | 公表日現在発行数(株) (2021年8月31日) | 上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|---------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------|
| 普通株式 | 1,000,000 | 749,000 | 251,000 | 251,000 | 東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 1,000,000 | 749,000 | 251,000 | 251,000 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|--------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 2021年4月1日～ 2021年6月30日 | — | 251,000 | — | 50,980 | — | — |

(6) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-------------|--------------------|----------|---------------------|
| 山口 喜廣 | 静岡県伊東市 | 144,000 | 57.4 |
| 株式会社YY | 静岡県伊東市川奈1362番地4 | 76,000 | 30.3 |
| 山口 寧子 | 静岡県伊東市 | 20,000 | 8.0 |
| 奥村 宏信 | 大阪府茨木市 | 4,000 | 1.6 |
| 持塚 隆 | 静岡県伊東市 | 3,000 | 1.2 |
| 兼松サステック株式会社 | 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号 | 2,000 | 0.8 |
| 小澤 祐也 | 静岡県沼津市 | 1,000 | 0.4 |
| 蛭川 麻季子 | 静岡県熱海市 | 1,000 | 0.4 |
| 計 | — | 251,000 | 100.0 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 251,000 | 2,510 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 251,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 2,510 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、第2四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加するなど、連結財務諸表等の適性を確保するための特段の取り組みを行っております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (2021年6月30日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 668,215 | 567,773 |
| 受取手形・工事未収入金等 | 627,338 | 588,325 |
| 電子記録債権 | 62,440 | 85,968 |
| 未成工事支出金 | 21,722 | 36,904 |
| 商品 | 3,917 | 3,875 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,252 | 9,933 |
| 未収入金 | 79,420 | 51,188 |
| その他 | 33,134 | 38,672 |
| 貸倒引当金 | △2,548 | △2,187 |
| 流動資産合計 | 1,504,893 | 1,380,455 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 126,708 | 122,907 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 83,103 | 112,625 |
| 土地 | ※4 426,068 | ※4 426,068 |
| リース資産(純額) | 441,745 | 372,176 |
| その他(純額) | 11,191 | 9,669 |
| 有形固定資産合計 | ※3 1,088,817 | ※3 1,043,448 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 34,954 | 21,846 |
| ソフトウェア | 5,932 | 4,554 |
| その他 | 1,715 | 1,696 |
| 無形固定資産合計 | 42,602 | 28,097 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 108,409 | 132,160 |
| 繰延税金資産 | 40,047 | 40,980 |
| 長期前払費用 | 88,487 | 92,090 |
| 差入保証金 | 34,184 | 32,736 |
| その他 | 25,688 | 27,361 |
| 貸倒引当金 | △7,069 | △7,035 |
| 投資その他の資産合計 | 289,747 | 318,293 |
| 固定資産合計 | 1,421,168 | 1,389,839 |
| 資産合計 | 2,926,061 | 2,770,294 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (2021年6月30日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 工事未払金 | 336,596 | 366,082 |
| 短期借入金 | ※1 600,000 | ※1 600,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 131,568 | 84,673 |
| リース債務 | 170,030 | 156,559 |
| 未払法人税等 | 4,782 | 19,330 |
| 未払金 | 72,128 | 72,572 |
| 未払費用 | 90,571 | 78,915 |
| 未成工事受入金 | 53,423 | 6,834 |
| 賞与引当金 | 8,589 | 25,055 |
| 工事損失引当金 | 3,261 | — |
| その他 | 20,400 | 7,625 |
| 流動負債合計 | 1,491,352 | 1,417,647 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 310,131 | 273,742 |
| リース債務 | 319,298 | 250,197 |
| 退職給付に係る負債 | 81,248 | 86,088 |
| その他 | 749 | 410 |
| 固定負債合計 | 711,427 | 610,438 |
| 負債合計 | 2,202,779 | 2,028,086 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,980 | 50,980 |
| 利益剰余金 | 677,825 | 682,725 |
| 株主資本合計 | 728,805 | 733,705 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △5,523 | 8,502 |
| その他の包括利益累計額合計 | △5,523 | 8,502 |
| 純資産合計 | 723,282 | 742,208 |
| 負債純資産合計 | 2,926,061 | 2,770,294 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|------------------|---|
| 売上高 | |
| 完成工事高 | 1,918,624 |
| 兼業事業売上高 | 119,719 |
| 売上高合計 | 2,038,344 |
| 売上原価 | |
| 完成工事原価 | 1,563,149 |
| 兼業事業原価 | 87,091 |
| 売上原価合計 | 1,650,240 |
| 売上総利益 | |
| 完成工事総利益 | 355,475 |
| 兼業事業総利益 | 32,628 |
| 売上総利益合計 | 388,103 |
| 販売費及び一般管理費 | * 367,852 |
| 営業利益 | 20,251 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 2,676 |
| 受取保険金 | 861 |
| その他 | 4,294 |
| 営業外収益合計 | 7,832 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 9,913 |
| その他 | 1,674 |
| 営業外費用合計 | 11,588 |
| 経常利益 | 16,495 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 1,691 |
| 特別利益合計 | 1,691 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 18,187 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 21,445 |
| 法人税等調整額 | △8,158 |
| 法人税等合計 | 13,287 |
| 四半期純利益 | 4,899 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 4,899 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|-----------------|---|
| 四半期純利益 | 4,899 |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | 14,026 |
| その他の包括利益合計 | 14,026 |
| 四半期包括利益 | 18,926 |
| (内訳) | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 18,926 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|---------------------|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 18,187 |
| 減価償却費 | 106,415 |
| のれん償却額 | 13,107 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | △394 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 16,466 |
| 工事損失引当金の増減額(△は減少) | △3,261 |
| 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) | 4,840 |
| 受取利息及び受取配当金 | △2,676 |
| 支払利息 | 9,913 |
| 有形固定資産売却損益(△は益) | △1,691 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 11,252 |
| 棚卸資産の増減額(△は増加) | △13,821 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | 29,725 |
| 未成工事受入金の増減額(△は減少) | △46,589 |
| その他 | △11,231 |
| 小計 | 130,242 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2,676 |
| 利息の支払額 | △9,951 |
| 法人税等の支払額又は還付額(△は支払) | 3,259 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 126,227 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △56,356 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 1,691 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △2,499 |
| その他 | 1,634 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △55,529 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入金の返済による支出 | △83,284 |
| リース債務の返済による支出 | △87,857 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △171,141 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △100,443 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 614,984 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 514,540 |

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染症拡大の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に関して、合理的に見積ることは困難ですが、当第2四半期連結会計期間末において、外部の情報等を踏まえ2021年12月期下期において緩やかに回復していくと想定して、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行なっております。

なお、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当第2四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入金実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (2021年6月30日) |
|---------|--------------------------|------------------------------|
| 当座貸越極度額 | 600,000千円 | 600,000千円 |
| 借入実行残高 | 600,000 | 600,000 |
| 差引額 | －千円 | －千円 |

2 受取手形裏書譲渡高

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (2021年6月30日) |
|-----------|--------------------------|------------------------------|
| 受取手形裏書譲渡高 | 40,725千円 | 31,757千円 |

※3 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (2021年6月30日) |
|--|--------------------------|------------------------------|
| | 2,246,847千円 | 2,233,278千円 |

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (2021年6月30日) |
|----|--------------------------|------------------------------|
| 土地 | 126,320千円 | 126,320千円 |

前連結会計年度及び当第2四半期連結会計期間において、担保付債務はありません。

なお、根抵当権の極度額は136,000千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|----------|---|
| 役員報酬 | 43,539千円 |
| 給料及び手当 | 126,505 |
| 減価償却費 | 10,209 |
| 貸倒引当金繰入額 | △350 |
| 賞与引当金繰入額 | 7,418 |
| 退職給付費用 | 3,757 |
| のれん償却 | 13,107 |
| 地代家賃 | 29,114 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|------------------|---|
| 現金及び預金 | 567,773千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | △53,232 " |
| 現金及び現金同等物 | 514,540千円 |

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自2021年1月1日至2021年6月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|-----------------------|-----------|---------|---------|-----------|--------------|--------------------------------|
| | 地盤改良事業 | 建築事業 | その他 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,574,261 | 344,363 | 119,719 | 2,038,344 | — | 2,038,344 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | — | 46 | 2,431 | 2,477 | △2,477 | — |
| 計 | 1,574,261 | 344,409 | 122,150 | 2,040,822 | △2,477 | 2,038,344 |
| セグメント利益又は損失(△) | 97,287 | 32,164 | △5,623 | 123,829 | △103,578 | 20,251 |

(注) 1. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。セグメント利益又は損失(△)の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

2. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第2四半期連結累計期間 (自2021年1月1日 至2021年6月30日) |
|---------------------------------|---|
| 1株当たり四半期純利益 | 19.52円 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益(千円) | 4,899 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円) | 4,899 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 251,000 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月31日

株式会社アートフォースジャパン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 建二 (印)
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社アートフォースジャパンの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アートフォースジャパン及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上